

中津市小規模集合排水事業 経営戦略

令和4年3月 改訂版

経営戦略

大分県中津市
小規模集合排水処理事業会計
(小規模集合排水事業)

第1 現在の事業状況

(令和2年3月31日現在)

	処理区域内 人口(人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	整備面積 (ha)	整備率 (%)	保有施設
平成28年度	123	123	100	2.38	100	管路等
令和2年度	109	109	100	2.38	100	管路等

中津市の小規模集合排水は、旧三光村の分譲団地として開発した「アメニティタウンかみまぐさ」処理区において事業を行っています。

事業は平成8年度に着手し、平成10年6月から供用開始しています。34区画すべて売却済みとなっており、水洗化率は100%です。

計画策定時と比較すると、処理区域内人口が14人の減少となっています。

第2 経営の基本方針

供用開始から20年近く経過し、分譲区画はすべて売却済みのため使用料収入はほぼ頭打ちの状態です。しかし、一定程度の修繕費の発生や令和9年度まで続く起債償還を考慮すれば、隣接する農業集落排水事業との統合を早期に検討しなければなりません。

⇒令和5年度を目途に農業集落排水事業の公営企業会計化を行う予定としていることから、ここで農業集落排水事業との統合を行います。

第3 計画期間

平成29年度から令和8年度までの10年間とします。ただし、毎年度進捗管理を行うとともに5年ごとに見直しを行うことを基本として、経営状況の把握と適切な対応に努めます。

第4 投資・財政計画【別紙】

(1) 投資について

施設の更新については、当面見込んでいません。

(2) 財源について

基本的な財源である使用料収入については、現状維持と見込んでいます。なお、人口減少の加速により有収水量が予想以上に落ち込むことも視野に入れ、料金改定等の対応時期を見誤らないよう注視しながら一般会計からの繰入金金が極力生じないように、健全経営に努めます。使用料は以下のとおりとなっています。

(税込)

基本量	基本料金	超過水量	超過料金		
一般汚水 8m ³	1,100円	8m ³ を超える分	9~15m ³	1m ³ につき	147円
			16~25m ³	1m ³ につき	158円
			26~35m ³	1m ³ につき	169円
			36~45m ³	1m ³ につき	180円
			46m ³ ~	1m ³ につき	191円

第5 効率化・健全経営化の取り組み

(1) 組織、人材、定員に関する事項

公共下水道事業等と兼務で行います。

(2) その他経営基盤の強化に関する事項

使用料の改定については、他の下水道事業の使用料とのバランスに配慮しながら検討していきます。

(3) 資金管理・調達に関する事項

収納率100%を維持するよう取り組みます。

(4) 情報公開に関する事項

これまでも市の広報誌やホームページを活用して利用者へ適宜情報を提供してきました。今後も、提供する情報とその内容を充実させるとともに、市民の皆様が理解・評価しやすい情報の提供に努めます。

(5) その他重点事項

①危機管理等の体制整備

下水道BCP（業務継続計画）を参考に、災害時には状況に応じて関係機関と協力して対応します。

②アセットマネジメントの導入

「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできる「アセットマネジメント」の早期導入に向け、積極的に取り組んでいきます。

<用語集（使用順）>

処理区域内人口

小規模集合排水が整備されている区域に居住している人口。

水洗化人口

処理区域内人口のうち小規模集合排水に接続している人口。

水洗化率

処理区域人口に対する水洗化人口の割合。

整備面積

排水管が整備され、そこから流した汚水を処理することができる地域の面積。

繰入金（繰出金）

一般会計から農業集落排水事業特別会計に繰り出されるお金（市民の税金）のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。

基準内繰入金

一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。

基準外繰入金

一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。

地方債

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす債務（借金）のこと。

資本的収支

企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及びそれに係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。

収益的収支

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。